様式第12号（第５条関係）

**身体障害者診断書・意見書**（じん臓機能障害用）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 |  |  |  | 年 |  | 月 |  | 日生( |  | ）歳 | 男・女 |
| 住　所 |  | **静岡市** |
| １ | 障害名（部位も明記） | 　 |
| ２ | 原因となった疾病・外傷名 |  | 交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害、疾病、先天性、その他（　　　　） |
| ３ | 疾病・外傷発生年月日 |  |  | 年 | 月 |  | 日 | ・場所 | 　 |
| ４ | 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。） |
|  | 　 |
|  |  | 障害固定又は障害確定(推定) |  |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| ５ | 総合所見 |  |
|  |  |
| ６ | 将来再認定（障害程度の変化の見込み）　　　　　　　　　　　　　　要（時期　　　年　　　月）・　不 要 |
| ７ | その他参考となる合併症状 |
|  |  |
|  | 上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 |
|  |  | 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |  |
|  |  | 病院又は診療所の名称 |  |
|  |  | 所在地 |  |
|  |  | 診療担当科名 |  | 科 | 医師氏名 |  |  |
|  | 身体障害者福祉法第１５条第３項の意見　（障害程度等級についても参考意見を記入すること。） |
|  | 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に |
|  |  | ・該当する。 | （ |  | 級相当） |  |  |
|  |  | ・該当しない。 |  |
|  |  |
|  |  |  |
| （注）１　障害名欄には現在起っている障害（両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等）を記入してください。２　原因となった疾病・外傷名欄には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。３　障害区分や等級決定のため、静岡市健康福祉審議会から改めて別紙1から別紙13までについて、問い合せする場合があります。 |

別紙７

　腎臓の機能障害の状況及び所見

|  |
| --- |
| （該当するものを○で囲むこと。）　１　腎機能　（１）内因性クレアチニンクリアランス値　（　　　　　　　　ml／分）測定不能　（２）血清クレアチニン濃度　　　　　　　（　　　　　　　　mg／dl）　（３）e-GFR　　　　　　　　　　　　　　 （　　　　　　　　　　　）　（４）血清尿素窒素濃度　　　　　　　　　（　　　　　　　　mg／dl）　（５）24時間尿量　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　ml／日）　（６）尿所見　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　２　その他参考となる検査所見　　　（胸部エックス線写真、眼底所見、心電図等）　３　臨床症状（該当する項目が有の場合は、それを裏付ける所見を右の（　）内に記入すること。）　（１）腎不全に基づく末しょう神経症（有・無）（　　　　　　　　　　　　　）　（２）腎不全に基づく消化器症状　　（有・無）（食思不振・悪心・おう吐・下痢）　（３）水分電解質異常（有・無）　　Na　　　　mEq／l、K　　　　mEq／l　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ca　　　　mEq／l、P　　　　mg／dl　　　　 　　　　　　　　　　　　　 浮腫・乏尿・多尿・脱水・肺鬱血・　　　　　　　　　　　　　　　　　 その他（血清アルブミン注２　　　g／dl）　（４）腎不全に基づく精神異常　　　（有・無）（　　　　　　　　　　　　　）　（５）エックス線写真所見における骨異栄養症　　　　　　　　　　　　　　　　　　（有・無）（高度・中等度・軽度）　（６）腎性貧血　　　　　　　　　　（有・無） Hb　　　g／dl、Ht　　　％　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 赤血球数　　　　×104／mm3　（７）代謝性アシドーシス　　　　　（有・無）（HCO3　　　　mEq／l）　（８）重篤な高血圧症　　　　　　　（有・無） 最大血圧／最小血圧　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ／　　　mmHg　（９）腎不全に直接関連するその他の症状　　　　　　　　　　　　　　　　　　（有・無）（　　　　　　　　　　　　　）　４　現在までの治療内容　　　（慢性透析療法の実施の有無（回数　　／週、期間）等）　５　日常生活の制限による分類　（１）家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの　（２）家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの　（３）家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないがそれ以上の活動は著しく制限されるもの　（４）自己の身辺の日常生活活動を著しく制限されるもの　　　　　　　　　　　　　 |

（注）

　１　慢性透析療法を実施している者の検査値は、透析療法実施直前のものを記入すること。

　２　血清アルブミンの検査値がある場合は、３（３）その他の欄にその数値を記入すること。